会 議 録

1 会議名

令和2年度 上越市入札監視委員会 第1回会議

2 議題(公開・非公開の別)

【開会】(公開)

【挨拶】(公開)

【報告】(公開)

(1) 発注状況について(市発注)

(ガス水道局発注)

(2) 指名停止措置状況について

【審議】

- (1) 抽出案件の審議について
- 3 開催日時

令和2年8月18日(火)午後1時30分から午後3時40分まで

4 開催場所

上越市役所 第1 庁舎 4 階 401 会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

- 7 出席した者(傍聴人を除く。)氏名(敬称略)
 - ・委 員: 今本啓介、宮﨑貴博、足利昌子、大丸明宏、上原みゆき
 - 事務局

上 越 市:笹川財務部長、平野契約検査課長、鋤柄副課長、歌川係長、荒川係長、木村主任

ガス水道局:山田総務課長、新部副課長、城川係長、池田主任

(審議案件担当課等)

大潟区市民生活福祉グループ:池田主査

生活環境課:星野係長

建築住宅課営繕室:大山主任

教育総務課:石橋主任

道路課:田原係長、笠原主任、三原田主任

都市整備課:藤井係長、加藤技師

生活排水対策課:小松原主任

スポーツ推進課: 倉石係長、新保主任

下水道建設課:長谷川係長

ガス水道局施設整備課北部営業所: 西巻班長

8 発言の内容

【開会】

平野課長: 本日はご多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。 本日の進行は、契約検査課長の平野が務めます。 どうぞよろしくお願い

第1回会議の開催にあたりまして、財務部長の笹川からご挨拶させてい ただきます。

笹川部長: 財務部長の笹川です。本日はお盆明けの何かとご多用のときにお集まり いただきまして、本当にありがとうございます。

例年ですと、第1回の会議は、4月下旬に開催をさせていただいておりますが、4月中旬に新型コロナウイルスで緊急事態宣言が出て、本会は延期をさせていただきました。緊急事態宣言が解除されてからも東京を中心に感染者が増加するという状況で、当市についても7月末、既に報道されていますように開業準備中の店舗の社員が感染するということもあり、今回も実施するかどうか迷ったのですが、その後、当市については落ち着いているという状況もあることから、本日、開催をさせていただくということになりました。それに伴いまして、いつもよりは少し広い部屋で、委員同士の距離を離しておりますし、途中、換気のためにお時間をいただくなど感染症対策に気を付けながら開催をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日の会議は 1 回目と 2 回目を合わせてという形になっておりますので、昨年度の 11 月から今年度の 6 月までの間に行われた契約事務についての発注状況や、指名停止の措置状況についてご報告をさせていただきます。

また、今回、竹内委員がご欠席ということですが、大丸委員と竹内委員のお二人から抽出していただいた案件について、ご協議をお願いしたいと思っております。

市では、業者の仕事量の確保と、早期に市民へ効果を発現するため、早期発注に取り組んでいます。しかし、大規模な建設事業が一段落したことなどから、契約全体では、件数・金額共に減少傾向となっています。今後も入札・契約事務の適正な執行に努めて、競争性、透明性を確保しながら早期発注の取り組みを進めてまいりたいと考えています。

来月9月には市議会定例会が始まり決算審査もございます。議会の皆様からいただいた意見、そして今日この場で皆様からいただいた意見を踏まえて、新年度以降につなげていきたいと考えておりますので、本日はそれぞれの専門分野あるいは市民の感覚として忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。よろしくお願いします。

平野課長: それでは会議の開催の前に資料の確認をお願いします。お手元に席次表

を用意しましたが、事前にお届けした資料はお持ちいただいているかと思います。まず、次第がありまして、その次に資料 1-1 発注状況総括表の市発注分ですが、今回は、本来の第 1 回目分と合わせて 2 年度分あります。次に資料 1-2 ということで同じく発注状況総括表のガス水道局発注分、それから資料 2 としまして指名停止措置状況の報告、それから資料-3 として抽出案件の概要、こちらはNo.1 からNo.10 まであります。それから当日配付資料としまして委員名簿と座席表が机上にあったかと思います。よろしいですか。

続きまして、会議の出席委員数についてですが、本日の出席委員は5名、 欠席委員は1名となっていますので、上越市入札監視委員会設置要綱第7 条第2項の規定により、開会の要件である半数以上に達していることをご 報告します。

それでは、只今から「上越市入札監視委員会 令和2年度第1回会議」 を始めます。

なお、上越市では市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進 するために、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴し ていただけるようにしていますので、あらかじめご了解をお願いします。

始めに今本委員長からご挨拶をいただいた後、入札監視委員会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、以降の進行は委員長からお願いします。

【挨拶】

今本委員長: 皆さんこんにちは。去年の12月以来ということで、大分空いてしまった という感じがしています。私事ですが、大学の授業は全てリモートで、ず っと家にいることが増えており、委員の皆さんもこのような中、不自由な 生活を強いられているのではないかと思います。

> 本日も前回と同様、抽出案件について審議を十分にしていただければと 思います。会場も広いのですが、換気にも十分気を使いながら進めていき たいと思いますのでよろしくお願いします。

【報告】

(1) 発注状況について

今本委員長: 次第に沿って進めていきたいと思いますが、2 の報告についての(1)発注 状況について、令和元年度・令和2年度の市の発注分について事務局から 説明をお願いします。

(市発注)

平野課長: 資料 1-1 に基づき説明

今本委員長: ありがとうございました。只今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意 見がありましたらお願いします。 全委員: (意見なし)

今本委員長: 続きまして、発注状況についてのうち、ガス水道局発注分について事務

局から説明をお願いします。

(ガス水道局発注)

山田課長: 資料 1-2 に基づき説明

今本委員長: ありがとうございました。只今の事務局の説明について、ご質問、ご意

見がありましたらお願いします。

全委員: (意見なし)

(2) 指名停止措置状況について

今本委員長: 続きまして、(2)の指名停止措置状況について、事務局から説明をお願い

します。

鋤柄副課長: 資料2に基づき説明

今本委員長: ありがとうございました。只今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご

意見がありましたらお願いします。

大丸委員: ㈱澤井商事の案件について質問です。危険を防止するため必要な措置を

講じなかったために事故が発生したということですが、具体的には、どの

ようなことがあったのですか。

鋤柄副課長: 具体的には、従業員が自社の工場でベルトコンベヤーに巻き込まれて左

腕を負傷したのですが、ベルトコンベヤーに必要な停止装置がなかったということで監督署のほうから注意を受け、結果として罰金、略式命令とい

う処分になりました。

大丸委員: 当然、自動停止装置が取り付けられたことを確認して指名停止措置が解

除されたということでよいですか。

鋤柄副課長: 事故の発生が11月30日で、その後、業者が監督署に報告をし、監督署

から必要な措置を講じる旨の説明が業者へあったかと思います。その後、

業者が必要な措置を講じたことを監督署が確認したうえで、再開が許可されます。市では令和2年の1月28日から処分を行っていますが、その時点

で、既に必要な措置は済んでいたものと思われます。

今本委員長: ありがとうございました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員: (意見なし)

【審議】

(1) 抽出案件の審議について

今本委員長: 続きまして、審議に移りたいと思います。今回の審議案件は、大丸委員

と竹内委員から、それぞれ 5 件選んでいただきました。抽出理由についてはそれぞれ資料のとおりで、補足説明をお願いしたいと思いますが、今日

は竹内委員が欠席のため、大丸委員の案件のみ補足説明をお願いします。

審議についてはこれまでと同様、各案件について事務局が概要説明を行った後、委員の皆様からご質問をいただき、事務局が回答をするという形で進めます。

各案件の担当者からも同席をいただいていますが、発言をされる際は、 部署名と名前を言っていただいてから回答をお願いします。案件審議の順 番についてはNo.1 から順に審議していきます。

それではまず、No.1 の案件、大潟保健センター空調設備更新工事ということで、事務局から説明をお願いします。

≪No.1 大潟保健センター空調設備更新工事≫

鋤柄副課長: それでは、1 件目の案件の大潟保健センター空調設備更新工事について 説明します。

工事場所は大潟区土底浜地内で、工期は令和2年2月20日から令和2年6月18日までの120日間です。

主な工事の内容は、センター内の空調機器の12台の更新工事で、工事の 種類は管工事です。

予定価格は税抜き 1,017 万 475 円、税込みで約 1,120 万円となり、2,000 万円未満の工事であるため、指名競争入札を行いました。

指名業者は、予定価格が500万円以上の管工事であるため、上越市入札 参加資格審査及び指名業者選定要領により、市内に本社を有する管工事のAランク業者から、地理的要件により14者を選定しました。

入札の結果ですが、落札者は㈱山田商会で、落札額は 621 万円、落札率は 61.06% という結果となりました。

今回、「殆どの案件が100%に近い落札率である工事指名競争入札案件の中で、落札率が61.06%と異常に低い。この水準で落札できる理由と、品質保持は可能なのか。」という理由で抽出していただきました。

今回のような低価格となった場合、大丸委員のご質問にもあるように、 工事の品質保持に疑問が生じますし、契約の内容に適した履行がなされな いことが懸念されます。

そのため、応札額が予定価格の85%未満の場合は低価格入札とし、低入 札価格調査を行い、間違いなく履行できるか確認をしたうえで、落札を決 定しています。

本工事の場合も落札額が予定価格の85%未満の61.06%となりましたので、低入札価格調査を行いました。

調査では、業者から提出された積算内訳書を基に計算誤りや計上漏れがないか、無理な経費圧縮を行っていないかなどの聞取りを行いましたが、いずれも不適切なところは確認されませんでした。

参考見積と内訳書を比較しますと機器費の値下げ幅が大きかったのです

が、仕様書に明記している参考商品と同じ機器材を納入することを確認しています。この機器については、メーカーの協力もあり、安価で仕入れることができるため、機器代金を低減することができるとのことでした。

また、㈱山田商会は、大潟保健センターの元施工業者ということもあり 受注意欲が大変高く、利益を確保しつつ諸経費等を企業努力により低減し ているとのことでした。以上の調査から、61%程度の低落札率でも品質保 持は可能であると判断し、落札決定をしました。

なお、本工事は、既に完了しており、竣工検査において予定どおり完了 していることを確認しています。また、現在も問題なく空調機器が稼働し ていることを確認済みです。

今本委員長: ありがとうございました。大丸委員、何かありましたらお願いします。

大丸委員: 補足説明ということですが、抽出理由に書いてあるとおりです。

疑問に思ったのは、㈱山田商会と㈱富士産業の2者から参考見積を取ったということですが、参考見積を出した㈱山田商会は、自社が出した参考見積額よりはるかに低い60%代の額で入札に応じています。そうであるならば、㈱山田商会は、参考見積をもう少し下げた価格で出してもよいのではと思うのですが、どうですか。

鋤柄副課長: 参考見積は2者からいただいているのですが、実際、参考見積の段階では㈱富士産業の見積額が低かったため、こちらを予定価格としています。

しかし、その時点での比較であり、実際入札する段階で、先ほど㈱山田商会への聞き取りにもあったように、機械の調達等で価格を抑えることができたということもあり、今回は、㈱山田商会が落札する結果となりました。

大丸委員: ㈱山田商会は、参考見積額より、はるかに低い 60%以下の数字で金額を 出してきています。参考見積の段階では、㈱富士産業が 1,017 万円、㈱山 田商会はそれよりも高い額だった訳です。

その高い額からいきなり 621 万円という数字まで落として入札しているのですが、私は、かなり無理をしていると思うのですが、どうですか。

動柄副課長: 確かに、かなり入札額を落としていただいています。先ほどの説明のように、低入札価格調査で聞き取りする中で、機器代は約45%落としていますし、元施工ということもあって受注意欲がかなり高く、諸経費についても必要な利益は確保しつつ下げていることを確認しています。また、仕様書どおりの機器を用意できることもあり、問題ないと判断し、発注しました。

今本委員長: 大丸委員、よろしいですか。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員: (意見なし)

今本委員長: 続きまして、No.2 の案件、旧第 2 クリーンセンター除却工事です。竹内 委員からは、選定理由として、「金額が大きく重要性が高いため。」抽出し

たということです。それでは事務局から説明をお願いします。

≪No.2 旧第2クリーンセンター除却工事≫

鋤柄副課長: 2件目の案件は、旧第2クリーンセンター除却工事です。

工事場所は大字東中島地内で、工期は令和2年6月17日から令和4年6月30日までの744日間です。

本工事は、現在使われていない旧第2クリーンセンターを解体し撤去する解体工事です。主な工事内容は、地下1階・地上4階建て、延べ面積が3,051㎡の工場棟及び煙突、外構構造物等の解体工事です。

予定価格は、税抜き 9 億 3,928 万 1,000 円、税込みで約 10 億 3,000 万円ですが、1 億円以上となりますので、上越市共同企業体運用基準により 3 者以内で自主結成した特定共同企業体による制限付き一般競争入札を行いました。

資格要件としては、企業体の代表者にあっては、まず、解体工事の入札 参加資格があること。次に、土木一式及び建築一式工事の総合評点、こち らの総合評点とは公共工事を施工する業者が、国の審査で受ける工種別の 評定値で、業者の経営規模、経営状況、技術力、社会性等を評価し、点数 化したものですが、この総合評点が1,200点以上であることとしました。 今回、本工事で総合評点の要件を付けた理由として、技術的難易度が高い 工事については、高度な工事管理と適正な履行が必要となりますので、高 い評定値を設定することにより、これらを確保することができるためです。 平成30年度に旧第1クリーンセンター除却工事を発注していますが、こ の際も総合評定点は1,200点以上とし、工事は問題なく完了しています。

このほかの要件としては、解体工事の特定建設業許可を有していること。 特定建設業許可とは、元請業者として受注した工事を下請に出す際、その 総額が 4,000 万円以上になる場合に求められる許可ですが、それがあるこ と。 県内に本社を有し、上越市内に営業所等があることとしています。

また、構成員については、解体工事の入札参加資格があること、建築一式工事の格付けが A で、市内に本社を有していることとしており、代表者にあっては 6 者、構成員にあっては 21 者の登録業者が入札に参加できる要件としました。なお、この資格要件については、平成 30 年度の旧第 1 クリーンセンター除却工事を発注した際と同様です。

入札の結果ですが、入札には4つの共同企業体が参加しており、初度の 入札では決まらず、財務規則により2回の再入札を行いましたが、予定価 格に達せず、入札は不調となりました。

3 回目の入札で福田・田中共同企業体が提示した最低入札金額が、入札の不調又は不落における随意契約の事務取扱要領に定める随意契約へ移行できる金額、つまり予定価格との差が10%以内であったため、入札から随

意契約へ移行し、福田・田中共同企業体と随意交渉を行った結果、予定価格以下の額を提示いただいたことから、随意契約を締結しました。

今回、「金額が大きく重要性が高いためどのような入札であったのか確認 したい。」という理由で抽出していただきました。

最初に説明しましたとおり、本工事は1億円以上の工事であることから、 共同企業体運用基準に基づき共同企業体による制限付き一般競争入札とし ました。

工事の種類は解体工事ですが、当市では、様々な施設について計画的に 除却を進めている中で、除却施設が多いため、財政的・人為的な負担等を 勘案し、仕様書発注を原則としています。

本工事においても仕様書発注するものとして、参加資格要件に該当する 複数の業者から参考見積を徴し、予定価格を設定しています。

入札は初度の入札を含め3回行い、いずれも福田・田中共同企業体が最低入札金額を提示しました。

当該共同企業体の初度の入札の落札率は 105.24%、2 回目の入札では 101.78%、3 度目の入札では 100.61%となり、3 度目の最低入札金額と予定価格との開差が 0.61%と 10%以内であったため、入札の不調又は不落に おける随意契約の事務取扱要領により、随意契約へ移行しました。

随意交渉はその日のうちに行い、結果、翌日には予定価格を下回る9億3,900万円の見積額を提示していただいたことから、当該共同企業体と随意契約を締結しました。

入札は不調に終わりましたが、平成30年の旧第1クリーンセンター除 却工事と同じく福田・田中共同企業体が落札業者であったことから、受注 意欲が高かったものと考えています。

今本委員長: ありがとうございました。それでは只今の案件について、ご質問、ご意 見がありましたらお願いします。

> 説明があったかもしれませんが、1 点確認です。予定価格はこの場合、 計算して、積み上げで出したということですか。

動柄副課長: この工事については、設計は組まず、積み上げではなく、仕様書発注で あるため、業者からの見積りにより予定価格を設定しています。

今本委員長: その場合は、資料の業者名に網掛けがされていると思うのですが。

動柄副課長: 今回、予定価格となった見積りの業者は、入札には参加していません。 見積りを徴した時は、恐らくその業者も入札に参加するつもりでいたと思います。会社の都合によるものかと思うのですが、入札には参加はされませんでした。

今本委員長: わかりました。ほか何かありましたらお願いします。

全委員: (意見なし)

今本委員長: それでは、換気をしますので2時30分まで休憩とします。

(休憩)

今本委員長: それではNo.3 の案件の審議に入ります。板倉区統合小学校改修工事ですが、こちらも竹内委員から抽出していただいています。「金額が大きく重要性が高いため。」ということですが、事務局から説明をお願いします。

≪No.3 板倉区統合小学校改修工事≫

鋤柄副課長: 3件目の案件は、板倉区統合小学校改修工事です。

工事場所は板倉区針地内で、工期は令和2年6月17日から令和3年2月20日までの249日間です。

主な工事内容は、建物全体の外壁改修と屋上防水のほか、トイレ改修工 事などです。

予定価格は税抜き1億6,227万円、税込み約1億7,800万円で、1億円以上の工事となることから、上越市共同企業体運用基準により、3者以内の自主結成による特定共同企業体による施工としました。

共同企業体代表者の資格要件は、市内本社の建築 A ランク業者であること、構成員については、3 者による共同企業体の場合は、市内本社の建築 A ランク業者 2 者、又は、市内本社の建築 A ランク業者 1 者と B ランク業者 1 者の計 2 者のいずれかです。また、2 者による共同企業体の場合は、市内本社の建築 A ランク業者 1 者となり、該当業者数は、A ランク業者 28 者、B ランク業者 21 者となります。

入札には4つの共同企業体が参加しており、初度の入札では決まらず、 再入札を行いましたが、予定価格に達せず、入札は不調となりました。

3回目の入札で田中・久保田・島田共同企業体が提示した最低入札金額が、入札の不調又は不落における随意契約の事務取扱要領に定める随意契約へ移行できる金額であったため、入札から随意契約へ移行し、田中・久保田・島田共同企業体と随意交渉を行った結果、予定価格以下の価格を提示いただいたことから、随意契約を締結しました。

竹内委員からは、先ほどの旧第2クリーンセンター除却工事と同様に、「金額が大きく重要性が高いためどのような入札であったのか確認したい。」という理由で抽出していただきました。

本工事は、1 億円以上の工事であることから、共同企業体運用基準に基づき共同企業体による制限付き一般競争入札としました。

入札は、初度の入札を含め3回行いましたが、予定価格に至らず不調となりました。いずれの入札も田中・久保田・島田共同企業体が最低入札金額を提示しています。

初度の入札の落札率は107.84%、2回目の入札では104.76%、3度目の 入札では101.07%となり、3度目の最低入札金額と予定価格と開差が 1.07%と10%以内となったため、入札の不調又は不落における随意契約の事務取扱要領により随意交渉に移行することとしました。

交渉は、その日のうちに行い、結果、翌日に予定価格を下回る1億6,200万円の見積書をいただきましたので、当該共同企業体と随意契約を締結しました。

交渉の中で、当該共同企業体の代表者である田中産業㈱は、板倉区内に 大規模な骨材作業所を有しており、区内での工事実績も多いとのことで、 板倉区内の工事に非常に高い受注意欲を示していました。さらに、構成員 の1つである㈱島田建綜は、本入札に参加した業者全9者の中で唯一、地 元板倉区の業者であり、地元とあってこちらも受注意欲が非常に高かった ことが、交渉成立に繋がったのではないかと考えています。

今本委員長: ありがとうございました。只今の事務局からの説明について、ご質問、 ご意見がありましたらお願いします。

足利委員: この前の案件も予定価格に達せず随意契約になったのですが、この予定 価格の元となった参考見積者は入札には参加しなかったのですか。

鋤柄副課長: この工事は、設計により予定価格を出していますので、見積りは徴していません。

今本委員長: ほかに何かありましたらお願いします。

先ほどの案件も予定価格を超えているのですが、このように予定価格を 超える要因というのはどのようなことが考えられますか。

平野課長: ご質問は、例えば1回で、なぜ予定価格以下の入札額が出ないのかということかと思います。

今回の小学校の改修は、工事の種類で言いますと、土木ではなく、建築工事となりますが、建築工事の場合は、積算の基準等は上越市も県のものを使っているということは業者も承知しているのですが、公表されている単価はあまり多くなく、建築の資材は、種類が多いことから単価設定されていないということもあり、なかなか予定価格を推測することができないという話を聞いています。

その中で、今回の工事は、最低制限価格を設定しています。過去に、業者から聞き取りをする中では、一生懸命に頑張った価格で入札した結果、最低制限価格を下回って失格になってしまったというような経験のある業者もおり、そのようなリスクがある中で、どうしても高めに入札しているということも聞いています。

今本委員長: ありがとうございました。ほかに何かありましたらお願いします。なければ、3件目の案件はこれで終わりたいと思います。

全委員: (意見なし)

今本委員長: 続きまして、4 件目の案件です。これも竹内委員から抽出していただきましたが、「道路災害復旧工事については、いずれも落札率が高いのは何故

か。」ということです。事務局から説明をお願いします。

≪No.4 道路災害復旧工事≫

鋤柄副課長: 4件目の案件は「道路災害復旧工事」です。

工事場所は宮野尾地内で、工期は令和2年5月7日から令和2年11月2日までの180日間です。

主な工事内容は、昨年 12 月の豪雨により崩落した道路、延長 24mの道路の復旧工事で、予定価格は税抜き 2,618 万円、税込み約 2,880 万円で、2,000 万円以上の工事であるため、制限付き一般競争入札としました。

資格要件は、1,100万円以上3,000万円以下の工事であるため、上越市 入札参加資格審査及び指名業者選定要領により、市内本社の土木Aランク 及びBランク業者で、該当業者数は109者です。

入札結果ですが、本工事には4者が入札に参加し、落札者は上新開発㈱で、落札率は98.17%でした。

本件は、「道路災害復旧工事については、いずれも落札率か高いのは何故か。」という理由で抽出していただきました。

今回、竹内委員からは令和2年4月1日から令和2年6月30日までに発注した工事の中から審議案件を抽出していただき、この期間には、道路災害復旧工事は本工事を含め3つの工事がありました。本工事以外の2件については、清里区赤池の災害復旧工事と名立区折戸の災害復旧工事で、いずれも予定価格が2,000万円以上で、制限付き一般競争入札を行っています。これら3つの落札率は、本工事は98.17%、ほかの2工事は98.17%と97.84%という結果でした。

土木一式工事の平均落札率ですが、平成 29 年度は 95.59%、平成 30 年度は 96.20%であり、平均落札率と比較しても、この 3 件については、竹内委員がおっしゃるように、平均落札率が 2 ポイント程度高い状況です。

ところで、今回の審査委員会では、大丸委員からも令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに発注した工事の中から審議案件を抽出していただきましたが、この期間にも、大島区大島と浦川原区谷の道路災害復旧工事 2 件が含まれており、2 件とも予定価格が 2,000 万円以上の制限付き一般競争入札を行っていますが、落札率は 94.53% と 93.73%でした。こちらについては、先ほどとは逆に、土木一式工事の平均落札率より 1.7 ポイント程度低い結果となりました。

以上のことから、災害復旧工事の落札率は高いとは一概に言えませんが、 竹内委員の抽出対象となった令和2年4月1日から令和2年6月30日ま での3件の工事の落札率が、なぜ高くなったのかを考えてみると、これら の工事の工期は年度当初であり、道路災害復旧工事以外の、ほかの道路工 事や下水道工事など、工事の発注が増える時期と重なります。また、落札 率の低い災害復旧工事 2 件の工期は、雪が降り積もる降雪期になり、土木工事の発注がほとんどない時期と重なります。

業者が提示する応札額は、その時々の業者の手持ちの工事の数や、技術者等の人数、使用する重機の台数の状況により決まるものなので、年度当初という業者が請け負う工事が増える時期において、特に災害復旧工事については、ほかの工事と比べ、工事条件があまりよくない工事であることから、落札率が高くなったのではないかと推察しています。

今本委員長: ありがとうございました。それでは、只今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

大丸委員: 今の説明で、落札率が高いという全体的なことはわかったのですが、道 路工事全体ではなく、この案件だけを見ると、1 位から 4 位までの業者が 30 万円という誤差で、ほとんど同じような金額で1回目の入札を行ってい ます。予定価格というのは簡単に予測可能で、こんなに誤差がないような 金額で入札金額は出せるものなのですか。もっと違いがあってもよさそう なものですが。

平野課長: 大丸委員がおっしゃるように、2,570万円から2,600万円の間で業者が 応札をしているため、極めて積算精度が高いということになるのですが、 この道路工事は、土木工事であり、先ほどの建築工事とは違いまして、積 算基準があること、各種単価も多くがオープンになっています。

発注の際には当然、金額のない設計書を示して、このような内容の工事を予定しているのですが、皆様はいくらで工事可能ですかという形で入札になるのですが、公表単価が多いため、やはり各社の積算は近い金額になります。

先ほどの説明のとおり、最終的には各社の事情もありますので、必ずしも同じ金額になるものではなく、まれに同額になるケースもありますが、 各社の価格差が狭くなることもあるということで、ご理解をいただきたい と思います。

今本委員長: ほかに何かありましたらお願いします。

確認ですが、道路災害復旧工事というのは補助金も出ているのですか。

笹川部長: 災害復旧工事は、国の補助が付き、比較的補助率が高い工事です。

今本委員長: そういった点も、高い落札率に影響しているのかなというのは、私の邪 推でしょうか。

平野課長: 補助金が入るとしても、あくまでも国・県から市に対して補助されるものであり、業者に対するものではないため、補助金の有無はあまり関係ないものと考えています。

今本委員長: わかりました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員: (意見なし)

今本委員長: 5件目の森橋補修設計業務委託についてですが、大丸委員から、「委託指

名競争入札全70案件の中で、トップライズが12件と集中的に落札している。また、その全部が落札率83.70%から85.83%という狭い数値範囲に収まっており、価格提示に異常性を感じる。」ということで抽出していただきました。事務局より説明をお願いします。

≪No.5 森橋補修設計業務委託≫

荒川係長: 抽出案件No.5 は、森橋補修設計業務委託です。

森橋は、1967年に架設された名立区森地内の名立川に掛かる橋で、全長35m、幅員2.7mとなっています。

委託期間は、令和2年3月23日から令和2年7月10日までの110日間です。

市が管理する市道橋については、道路法に基づき5年に1回点検を実施しています。今回の業務委託は、森橋の点検結果を基に、補修工事に必要な資料を作成することを目的としており、業務の成果品として現地踏査、現地調査の結果、補修工法をまとめた報告書及び図面の提出を求めるものです。

指名業者の選定については、担当課から指名内申のあった業者のほか、 市内営業所又は県内営業所で鋼構造・コンクリート部門の実績高及び橋梁 設計業務の実績を加味し選定しています。この条件に合致する業者が 13 者 ありますが、予定価格を考慮して8 者を指名したものです。

今回、大丸委員から「㈱トップライズが集中的に落札している。」「その全部が落札率83.70%から85.83%という狭い範囲にある。」との理由から抽出いただきました。

㈱トップライズについては、過去に別件でお話を伺った際に、「上越市の橋に関する業務は全て当社で面倒を見たい、がんばりたい。」というような発言があったことからも、非常に高い受注意欲が感じられます。また、過去には同種業務の入札案件で最低制限価格を下回り失格となったことや、毎年一定数の発注がある中で入札結果も公表しているため、入札結果の分析も行っているものと考えられます。

こうしたことから、最低制限価格に近い金額での入札が行われ、結果として、落札が㈱トップライズに集中したものと思われます。

今本委員長: ありがとうございました。それでは今ほどの説明について、ご質問、ご 意見がありましたらお願いします。

大丸委員: 抽出担当者として補足説明をします。私の今回の抽出方法の特徴としては、個々の案件単位での問題性のほかに、案件全体を通じて感じる疑問性に焦点をあてて抽出しました。いわば案件単位の横串的な抽出ではなく、案件全体を総体的・総合的に見たとき、いわば鳥の目で見たときに、縦串的に抽出したということです。従って、このNo.5 の案件だけを対象として

議論してみても全く意味がありません。森橋は、あくまでも代表として抽出したものであり、この案件自体で問題性を議論することは抽出担当者として望んでいるものではありません。

抽出理由にも書いたように、全案件 70 案件のうち、約 20%に近い業務 を 1 者が落札するということ自体が本当によいのかどうかが問題だと思います。

㈱トップライズは、ほとんどが85%前後の落札率で応札しており、また、森橋の案件を見ていただければ分かるように、㈱トップライズだけが予定価格を下回った数字で、なおかつ、最低制限価格にごく近い数字で落札しています。他社は全て500万円近く、かなり高い額で入札しています。

㈱トップライズだけがなぜこんなに低い額で12件も落札できるのか、その辺のところが私の素人目、一般人として見たときに異常性を感じます。 本当にこんなことがあるのかというところでいかがですか。

荒川係長: 先ほどの説明の繰り返しになりますが、入札結果は全て公表しています。 結果はどの業者も確認できますので、高い受注意欲がある業者は、きちん と分析しており、企業努力にも関係してくるのではないかと考えています。 また、企業の規模や資金力、また、この度の㈱トップライズのように受 注意欲の高い業者が低い価格で入札できることからすれば、今回のこの業 務以外の同種業務、橋の補修設計業務委託の入札についても同じ結果にな ることもあり得るものと考えています。

大丸委員: 同じような問題は、この後のNo.6、No.8 の案件にでも議論したいと思って いますので、それと合わせて総合的に後ほどお話します。

今本委員長: ほかに何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

先ほど、㈱トップライズの「上越の橋を全部の面倒をみたい。」というお話がありましたが、ここに対抗しようとする会社はないのですか。

荒川係長: ㈱トップライズは、別件でお話を伺った際に、そのような発言をされており、ほかの業者とはそのような機会がなく、直接お聞きしたことはありません。

今本委員長: わかりました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員: (意見なし)

今本委員長: 続きまして、6 件目の高田公園桜伐採伐根業務委託について、大丸委員より抽出していただきました。「指名競争であるにも関わらず、全 70 案件の中で、くびき野森林組合については、6 件を落札率 98.64%から 100.0%という極めて狭い範囲の数値水準で落札している。こういう精度で入札価格を提示できる理由を知りたい。」ということで抽出していただきました。事務局から説明をお願いします。

≪No.6 高田公園桜伐採伐根業務委託≫

歌川係長: 高田公園桜伐採伐根業務委託については、高田公園桜長寿命化第二期計画に基づき、園内全体の桜の健全な育成を図るため、樹勢回復が見込めない桜等を伐採伐根するもので、期間は、令和元年11月28日から令和2年3月16日までの110日間です。契約の方法は、指名競争入札で、市内に本社又は営業所のある林業認定事業者を選定しています。

なお、林業認定事業者とは、新潟県の認定事業主制度により、県知事の 認定を受けた林業事業主であり、県の指導や技術的な支援等を受けながら、 雇用管理の改善、事業の合理化などの計画を実行していることから、より 適切な業務の実施が期待できると考えたものです。

また、平成31年4月時点において、知事の認定を受けた林業事業主は51者あり、そのうち上越地域の6事業体の中から、過去の類似業務の指名実績を参考とし、指名業者数の基準により4者を指名しています。予定価格は、業者の参考見積を基に設定し、落札率は100%となりました。

今回、抽出していただいた理由が、「指名競争入札であるにも関わらず、全70案件の中で、くびき野森林組合については、6件を落札率98.64%から100.0%と極めて狭い範囲の数値水準で落札している。6件の予定価格と契約価格との差額は0円から30,000円と、競争入札であるにも関わらずほぼ同水準。こういう精度で入札価格を提示できる理由を知りたい。」というものです。

大丸委員ご指摘のくびき野森林組合が落札している6件については、いずれも継続的又は過去に類似の業務を受注しているものであり、業務内容に大きな変化がなく、現場も熟知しているものと考えています。当該6件のうち、4件は参考見積により予定価格を設定しており、残りの2件は、公表されている県の土木単価を用いて積算により予定価格を設定しています。

参考見積は、2 者から徴した上で、安いほうのくびき野森林組合の価格を予定価格として採用しており、業者からの参考見積の精度が高く、入札 価格があまり下がらなかったものと推測しています。

土木単価による積算では、あくまでも推測ですが、業務の特殊性や年間の受注頻度が少ないことなどにより、経費を抑えることが難しかったのではないかと推測しています。

また、毎年辞退者もなく応札いただいており、入札の結果としてくびき 野森林組合が毎回落札していますが、競争性は一定程度確保されているも のと考えています。

今本委員長: ありがとうございました。大丸委員、補足説明ありましたらお願いします。

大丸委員: これも先ほどの案件と同じような疑問から抽出した訳ですが、抽出理由 にも書いたように、ピンポイントな入札価格は出せるものかどうか、素人 には疑問に思います。

私は、もっと予定入札価格から離れた金額が出されてもおかしくないと思うのですが、予定価格に非常に近い、もっと言えば予定価格を知っているのではないかというようなことまで勘繰りたくなるような数字です。そのようなところが、先ほどの案件同様、本当かなと疑問に思います。

歌川係長: ご指摘のありました予定価格との差が僅差あるいは全く同額という結果ですが、過去にも類似の業務を受注しており、継続的な業務もこの6件の中にあるため、現場を熟知しているという点、それから、今回の高田公園桜伐採伐根業務については、対象の樹木の位置なども図面化されるなど非常に細かな仕様書になっており、参考の数量等も、例えば、用いる機械も一定程度仕様書の中で示されている点を鑑みると、どの業者にとっても見積が容易であったものと考えています。

上原委員: 今回の場合は参考見積ということで、4 組合の中から、くびき野森林組合とゆきぐに森林組合から参考見積を取ったとのことですが、選び方には理由があるのですか。

平野課長: 参考見積をお願いする相手方について、一般的な話になりますが、どこに見積りを頼んでいいか分からないという相談を受けた場合、あるいは契約事務説明会でも指導しているのですが、まずは、現在受注している業者にお願いする、また、必ず複数者から見積りを取ることにしています。その際は、なるべく施工地からの近接性で選ぶよう指導しています。この2件についても、くびき野森林組合は前回の業務の受託者であり、ゆきぐに森林組合は現場から近い業者ということで選んだのではないかと思います。

今本委員長: ほかに何かありましたらお願いします。

全委員: (意見なし)

今本委員長: 続きまして、7件目の消化ガス発電設備点検業務委託について、これは 竹内委員から抽出していただいたものですが、「随意契約である理由。市内 の業者では対応できないのか。」ということで抽出していただきました。そ れでは事務局より説明をお願いします。

≪No.7 消化ガス発電設備点検業務委託≫

歌川係長: 消化ガス発電設備点検業務委託については、下水道センター内で発生する消化ガスの有効利用として導入している発電設備の分解整備、点検、調整を行い、正常な機能を維持するものであり、期間は、令和2年4月21日から令和2年12月25日までの249日間です。

契約の方法は随意契約で、業者の選定については当該発電機のメーカーを選定しています。予定価格は、業者の参考見積を基に設定し、落札率は87.37%でした。

今回、抽出いただいた理由が「随意契約である理由。市内の業者では対応できないのか。」ということですが、当該設備にはメーカー独自の技術が使われており、特殊な構造・機構のため汎用性の低い機械であることや、当該メーカーは下水汚泥由来のメタンを利用した発電実績が多く、豊富な技術的知見を有していることから、適切なメンテナンスが可能と考えたものです。

また、消化ガス発電は、下水道センターの使用電力量の約30%から35%を賄っており、継続的な運転が欠かせない重要な施設であることから、毎年1回の適切なメンテナンスを受けることにより、不具合が発生しにくく、故障時の即時対応も可能なことから、財務規則第135条第3項第2号その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当すると考え、ヤンマーエネルギーシステム(概金沢支店と随意契約しました。

今本委員長: ありがとうございました。只今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見 がありましたらお願いします。

足利委員: あまり聞いたことがないガス発電ということで、年に1回の点検が必要 というお話ですが、249日間の履行期間ということは点検に249日間かか るということですか。

小松原主任: 昨年度の実績では5日間の整備期間を設けています。実際の作業時間と して5日間かかるということです。後は日程調整等を少し長めですが組ん でおり、このような工期を設けました。

今本委員長: ありがとうございました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員: (意見なし)

今本委員長: 続きまして、8件目の案件です。上越市立上越体操場のゆかについて、大 丸委員より「物品等の指名競争入札全35案件の中で、㈱ツクバスポーツが 22件と著しく集中的に落札している。こういう状況が地域全体の産業・企 業育成という観点からして好ましい状況なのかどうか、疑問を感じる。」と いうことで抽出していただきました。事務局より説明をお願いします。

≪No.8 ゆか(上越市立上越体操場)≫

歌川係長: 続きまして、抽出No.8 について説明します。ゆか・上越市立上越体操場については、物品の購入契約です。

納入場所は上越市立上越体操場、納入期限は令和元年 12 月 27 日までの 45 日間です。

物品の概要としては、新しく建設された上越体操場において、体操競技種目のゆかで使用する備品であり、体操器具メーカーセノーの製品指定としています。契約の方法は指名競争入札で、入札日は令和元年 11 月 13 日です。

業者の選定理由として、物品の入札参加資格者名簿で、スポーツ用品を

希望している業者の中から、市内に本社のある全業者を指名しています。

予定価格は1,581万円であり、参考見積を基に設定しました。今回、参考見積は2者から徴取していますが、参考見積は1者のみだとその見積額が適正価格なのかどうかの判断が難しいため、この案件についても2者から見積りを徴した上で、安いほうの価格を予定価格としました。

今回、抽出いただいた理由が、「物品等指名競争入札全35案件の中で㈱ツクバスポーツが22件、シェア62.9%と著しく集中的に落札している。発注案件の2/3を1者が落札するという状況は、地域全体の産業・企業育成という観点からして好ましい状況なのかどうか、疑問を感じる。」とのことです。

まず、この対象案件 35 件中 26 件が上越体操場建設に伴う備品購入であり、そのうち 22 件で㈱ツクバスポーツが落札しています。㈱ツクバスポーツが集中的に落札した要因については、あくまでも推測となりますが、㈱ツクバスポーツは、上越市立大潟体操アリーナが平成 20 年度に建設された際にも体操器具の納品実績があり、納品後の保守点検を継続的に実施していることから、体操器具の取扱い等に精通しており、体操器具メーカーとの取引実績も多く、受注意欲も高かったものと考えています。

また、委員ご指摘のとおり、地域全体の産業・企業育成という観点から も、受注機会を拡大するため、市内本社全社を指名するとともに、競技種 目や納品時期等、可能な範囲で分割して発注したのですが、1 者が集中的 に落札する結果となりました。

今後も地域経済に与える影響等を考慮し、引き続き、受注機会の拡大に 努めたいと考えています。

今本委員長: ありがとうございました。大丸委員、補足説明をお願いします。

大丸委員: 補足説明を兼ねて質問します。入札であるため、価格が1番の決定要素 であることは十分理解しています。しかし、公な立場として、それだけで 業者選定を行っていいのかどうかという問題はあるかと思います。

同様の案件で落札できるのは最大何件までという縛りが必要ではないでしょうか。それがないと、このような形で1者が2/3も落札してしまうことになり、それではほかの業者はどうやって育てていくのかという地域全体のことを考えた場合に問題があると思います。

1者に集中して、1者だけを儲けさせることがないような、地域全体を考えた形での縛り、ルールを作っていく必要があると思います。

平野課長: 大丸委員のご指摘ももっともと思います。結果として、1 者が多くの案件を受注するということになりました。

正直、私どもは、こうなるということは想定をしていなかったのですが、 先ほどもご説明しましたように、なるべく多くの方に受注をしていただく よう指名をしていくべきと考え、通常より少し数が多い 17 者を指名しまし た。今回は結果として、このような形になりましたが、今後はこれをどのように予測をして、それを回避する方法がとれるのかどうか、考えていきたいと思います。

今本委員長: ありがとうございました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員: (意見なし)

今本委員長: 続いて、9件目の案件、排水ポンプ車(上越市下水道センター)です。こちらも大丸委員から抽出していただきました。「5,189万3,000円と比較的大きな予定価格の案件に対して、落札金額が3,350万円、落札率が64.56%と隔たりが大きい。その水準で落札できる理由と、品質保持が果たして可能なのか知りたい。」ということですが、事務局から説明をお願いします。

≪No.9 排水ポンプ車(上越市下水道センター)≫

歌川係長: 続いて、抽出No.9の案件について説明します。

排水ポンプ車・上越市下水道センターについては、市が初めて購入する物品であり、契約は議会の同意が得られたときに本契約とみなす仮契約を令和2年3月31日に締結し、令和2年6月17日付けで議決されたことから、本契約とみなすことを契約業者に通知しています。

納入場所は上越市下水道センターで、納入期限は令和3年3月19日までです。

物品の概要ですが、排水ポンプ車・毎分30立方メートル級、揚程10mの1式で、国が使用している排水ポンプ車と同等の仕様で発注した結果、㈱クボタ製となっています。契約の方法は指名競争入札で、入札日は令和2年3月27日です。

業者の選定理由としては、入札参加資格者のうち、産業機器及び特殊自動車を希望する市内本社及び市内営業所業者70者を対象に、排水ポンプ車の取り扱いの可否について令和2年3月に調査を行い、取り扱いが可能又はどちらともいえないと回答のあった全20者を指名しています。

予定価格は 5, 189 万 3,000 円であり、参考見積を基に設定しました。参考見積は、仕様を満たす排水ポンプ車を製造するメーカーが国内に 2 者しかなく、市内にある当該メーカーの正規代理店 2 者から参考見積を徴し、その最低価格を予定価格としました。

今回、抽出いただいた理由が、「5,189万3,000円と比較的大きな予定価格の案件に対して、落札金額が3,350万円、落札率が64.56%と隔たりが大きい。その水準で落札できる理由と、品質保持が果たして可能なのか知りたい。」というものです。

入札の結果については、20 者指名した中で応札いただいたところが 10 者、その中で敦井産業㈱上越支店が 3,350 万円で落札しました。

今回、落札率が 64.56%と低くなったことから、当該入札業者への聞き

取り調査を行った結果、仕様内容を満たすもので金額も間違いがないことを確認した上、入札のタイミングやメーカーとの交渉の結果だと伺っており、受注者とメーカーとの間で価格交渉の結果、参考見積額から大幅な値引きがあったものと考えています。

また、品質や機能についても、仕様書に誤認がないことを確認している ほか、受注者からの承認書類の事前提出により、担当課においても確認を 行っています。

今本委員長: ありがとうございました。大丸委員、補足がありましたらお願いします。 大丸委員: この件については、資料を見ても分かるように、参考見積価格を取った 2 者だけが予定価格を下回る異常な低さで入札価格を提示しています。ほ かの業者は、予定価格の 5, 189 万 3,000 円以上の数字で応札価格を出して いて、参考見積価格を取った 2 者だけが、予定価格を下回る額での入札と なっています。

私が思うに、参考見積の提出をお願いするときに、この2者は事前にいわゆる入札のタイミング以前に、ほかの会社とは異なった情報を入手できているのではないか、そういったことがほかの会社に対して有利に働いているのではないかというところが問題かと思います。

事前に情報を知っていたから、予定価格よりはるかに下回る額を出すことができ仕事を取る。ほかの会社は情報がないため、予定価格を上回る額しか出すことができず仕事が取れないというような状況だったのではないかと思います。

平野課長: 参考見積の業者が有利になるのではないかということですが、物品の場合は仕様書発注となり、どのような大きさで、どのような能力があって、いつまでにというように、ポンプ車の仕様を可能な限り定めています。当然、参考見積をいただかないと予定価格の設定ができません。

例えば、定価がある、何らかの形で価格がオープンになっているなど、 市でも知ることができるということであれば、その価格を使うということ もあると思います。しかし、参考見積をいただくことによって、市にとっ て有利な価格が出てきたとしたら、それを予定価格にすべきと考えていま す。

そこで、有利ではないのかということですが、仕様を細かに示していますので、一概に参考見積業者が有利と言えるかどうか。確かに、他社より少しだけ早く情報を知っているという利点はあるかもしれませんが、仕様書は、一定期間を設けて指名業者の皆さんに見ていただき、入札していただきましたので、有利性は特にないのではないかと考えています。

大丸委員: ないと言われれば、そうですかと言うしかないのですが、私が思うに、 事前に情報があるということは、納入業者との事前交渉の時間がある訳で す。時間が 10 日間しかない業者と 1 か月ある業者とでは全然違うと思う のです。そういった面で、事前に参考見積をお願いした業者は、やはり有 利性があるのではないかと思います。

参考見積は致し方ない、有利性はない、と言われれば納得せざるを得ないのですが、少し解せないところです。

今本委員長: ほかに何かありますか。

全委員: (意見なし)

今本委員長: 最後の10件目ですが、工業用水道電磁流量計についてです。この案件については、竹内委員より抽出していただきました。「落札率が低い、予定価格の決め方に問題はないか。」ということですが、事務局から説明をお願い

します。

≪No.10 工業用水道電磁流量計≫

池田主任: それでは、工業用水道電磁流量計について説明します。

まず、納入場所は柿崎区直海浜 1386、こちらはガス水道局の北部営業所です。また、納入期限については、契約日から起算して 75 日間、6 月 29 日から 9 月 10 日までの間としました。概要としては、電磁式流量計 1 台の購入です。

ガス水道局では、大潟区の一部区域の工場において、工業用水道事業を行っています。また、ガス水道局では、お客様の水道使用量を計測するために、ガス水道局の負担で水道メーターを購入・設置しており、本件についても、当該工場で使用する工業用水道の使用量を計測するための水道メーターを購入しました。契約方法については指名競争入札で行いました。

業者の選定に当たり、上越市物品入札参加資格者名簿に登録があり、水道メーターを希望する市内本社業者 4 者のほか、準市内業者 10 者のうち 実際に水道メーターの取扱いのある 9 者の計 13 者を指名しました。

本件については「落札率が低い。予定価格の決め方に問題がないか。」と の理由により抽出していただきました。

まず、予定価格の決定方法についてですが、物品等の購入に当たっては、 複数者からいただいた参考見積をもとに、原則として最低の価格を予定価格として設定しています。本件については、資料のとおり3者から参考見積をいただき、その最低価格だった147万3,000円を予定価格として設定したものであり、予定価格の決め方に問題はなかったものと考えています。

次に、落札価格が低いとのご指摘についての説明ですが、予定価格 147 万 3,000 円に対し、落札金額 38 万 1,100 円、落札率 25.87%となり、大変 安価で契約することとなった理由は、率直に申し上げて、落札業者が入札 時に仕様を満たさない流量計で入札してしまったことによるものです。

落札決定後、契約書交換前に、落札業者から、仕様を満たさない流量計で入札してしまったとの話があり、そこで判明したものです。

なお、落札業者からは、落札業者側の仕様書の確認不足により、誤った 流量計で入札してしまったが、契約を辞退することで、局との信頼関係を 崩したくないとの申し出があり、落札金額のまま、局の仕様書を満たす流 量計を納品することを確認した上で、契約を締結しました。

今本委員長: ありがとうございました。それでは只今の事務局からの説明に対し、ご 質問、ご意見がありましたらお願いします。

仕様を満たしていないということは、落札者のミスということですか。

山田課長: おっしゃるとおりです。落札者は、別のメーカーから見積りをとっている。その別のメーカーからは、2番目に入札額の低かった業者も見積りを取っている。結果的には、今回の業者が落札をして、2番目の業者は結果的には、間違えていたが落とせなかったという状況でした。

今本委員長: ありがとうございました。このようなケースは、これまでもあるのですか。要するに、仕様書の公開の仕方に問題は無かったということでよいですか。

山田課長: 私は、ガス水道局総務課2年目になりますが、少なくともこの間はこう いったケースは1件もありませんでした。

大丸委員: 大変低い落札率となりましたが、最低制限価格はないのですか。

山田課長: 物品に関しては特に最低制限価格の設定はしていません。

委託については予定価格の85%を下回った入札について「低入札調査」を行いますが、「物品」については、往々にして予定価格よりもかなり安価で落札される、という実態もあることから低入札調査も行っていません。しかし、今回はあまりにも低かったもので、落札者と話しをした中で、今ほどの事実が判明したということです。

今本委員長: ほかに何かありましたらお願いします。

全委員: (意見なし)

今本委員長: 本日の審議案件は、以上で終わりたいと思います。長い時間ありがとう ございました。次回は、令和2年度第2回会議ということで、審議案件の 抽出については、宮崎委員にお願いしたいと思います。よろしいですか。

宮崎委員: はい。了解しました。

今本委員長: それでは、次回の審議案件の抽出者は宮崎委員としたいと思います。これで全ての審議が終わりましたが、事務局から何かありますか。

平野課長: 次回の会議については、12月下旬頃を予定していますが、県内それから 市内における新型コロナウイルス感染症の状況を見て、委員長と相談しな がら、開催の有無を決定したいと考えています。

> 次回会議の抽出案件のご担当となられました宮崎委員には、事務局から 改めて連絡をとらせていただきますので、よろしくお願いします。

今本委員長: ありがとうございました。それでは、これで本日の会議を終了したいと 思います。本日は長時間、会議に出席をいただきしましてありがとうござ いました。